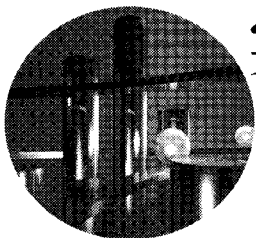


事例でみる 相続時精算課税制度の 実務ポイントQ&A



後 宏治 税理士・公認会計士

はじめに

平成15年度税制改正で制定された相続時精算課税制度は、戦後長きにわたり続いた相続税・贈与税の仕組みを大きく変えるインパクトを持つ。すなわち、全ての国民は相続税・贈与税に関わる可能性が等しくあるが、そのうち約95%の人は親子間での贈与税が実質的に消滅した。なぜならば、①相続時精算課税制度は、相続税の前払いの制度であり、生前贈与時に納めた贈与税額は、実際に相続が発生したときに精算され、しかも、②後述するように約95%の人は相続時に相続税が発生しないため、この精算のときに納付した贈与税は全額還付されるからである。

ここで、相続税が実際に課税される人の割合を見てみると、平成13年の1年間に死亡した人数は全国で970,331人(注1)であり、そのうち相続税の確定申告書提出の対象となった人数は46,012人(注2)である。比率にすると約5%の人しか相続税が課税されず、残り95%の人は相続税がかからない。したがって、全国民の95%の人にとって親子間で資産を移転することは(相続時精算課税制度を適用することを条件として)無制限になったといえるであろう。

相続時精算課税制度が導入された本来の趣旨は、生前贈与による親子間の資産移転の円滑化

を図るためであった。したがって、この新税制は、「親子間であっても資産の移転は原則的に課税の対象にする」という従来の政策からの大転換であると評価しうる。今後この政策に沿う形で親子間での資産の移転が促進することが予想される。

ところで、この制度が導入された当初、実務家の反応は「税額に中立的であり、有利でも不利でもない」として消極的な評価が多かったように思える。相続税が課税される5%の人の立場からこの制度を眺めるとそのようにも感じられよう(もっとも実務上の工夫次第で有利な活用も可能である)。ところが、相続時精算課税制度は、上述したように全国民の95%の人にとって非常に有利な制度であり、将来の適用件数の増大が見込まれる。実務家にとっても、この制度は「一部の金持ちの話」ではなく、「全ての納税者に係る話」である。

さて、新制度適用に係る留意点を考える場合、実務上、新制度を利用する人を2つに区別して考える必要がある。すなわち、相続税のかからない95%の人と相続税のかかる5%の人である。そして、その各々について検討されるべき事項及び実務上の留意点は異なる。

前者の95%の人にとっての留意点は、将来相続税が生じないという点を事前に確認すること及び申告手続きを適法に行うことである。特に、

期限内申告書等の提出期限を徒過した場合についてのゆう恕規定が存在しないため、実務家は期限の把握・厳守を中心とした手続きに慎重に取り組む必要がある。また、特別控除枠が3,500万円に拡大された住宅資金等贈与の有効活用も検討することが多くなるであろう。

後者の5%に人にとっても、適法な申告手続き、住宅資金等贈与も大事であるが、それに加えて、「どのような種類の財産」を「いつ」移転するかを検討及び小規模宅地の評価減の特例や非上場株式評価減の特例を上手く組み合わせた有利な承継プランについての検討が中心になる。

このように、全ての人にとってこの制度は有用な制度であり、相続・贈与のアドバイスを求められる実務家にとって相続時精算課税制度の理解は必須である。

そして、相続時精算課税制度の導入を受けて、平成15年6月24日付課資2-1「相続税法基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）」及び平成15年6月24日付課資2-3「〔租税特別措置法（相続税法の特例のうち延納の特例関係以外）の取扱いについて〕の一部改正について（法令解釈通達）」の2つの取扱通達が、国税庁長官から発遣された。また、これら通達改正に関する当局の解説が各種税務雑誌に掲載されたところでもある（注3）。さらに、国税庁資産課税課から平成15年8月8日に資産課税課情報第20号「（平成15年度）相続税・贈与税の改正のあらまし（情報）」が公表されている。

本稿では、以上の公表された法令、通達、情報、解説をふまえ、注意しなければならない重要な点のいくつかをQ&A方式で説明する。

Ⅱ 相続時精算課税制度の適用手続き

1 適用対象者

この制度の適用対象となる者は次の者である。

- (1) 受贈者……贈与者の推定相続人である直系卑属のうち、贈与を受けた年の1月1日において20歳以上である者
- (2) 贈与者……贈与をした年の1月1日において65歳以上である者

適用対象者については、まず、年齢要件の判定時期、推定相続人要件の判定時期、養子の取扱いについて留意が必要である。

（Q1）贈与者が70歳であるとき、次の者に対する各々の贈与について相続時精算課税制度の適用が可能か？

- ① 子供が平成15年7月1日に20歳になるため、その翌日に2,500万円の贈与を行った。
- ② 平成15年1月1日において20歳以上である孫を7月1日に養子にし、その翌日2,500万円の贈与を行った。
- ③ 孫が平成15年7月1日に20歳になるため、その翌日養子にし、8月1日に2,500万円の贈与を行った。
- ④ 平成15年1月1日において20歳以上である孫に同年5月1日に1,000万円贈与した。その後、その孫を7月1日に養子にし、8月1日に1,500万円の贈与を行った。

受贈者が適用対象者となるかについては、「受贈者の年齢」と受贈者が「贈与をした者の推定相続人」であるかで判定する。

相続時精算課税制度に係る受贈者・贈与者の年齢要件については、贈与があった年の1月1日現在で判定する。また、「贈与をした者の推定相続人」であるかどうかはその贈与の日において判定する（相基通21の9-1）。

したがって、①のケースでは贈与年の1月1日現在で19歳であるため、適用対象者にならない。

②のケースでは、まず、養子が適用対象者になるかどうかの問題となる。養子も一親等の血族で推定相続人になるため、年齢要件を満たせ

ば適用対象者となる。また、その人数に制限はないため何人でも養子にすることができ、それぞれが適用対象者となる。

養子であるか否かは贈与時点で判断する。②のケースでは年齢要件も満たし、贈与時点で養子であるため、適用対象者となる。

③のケースでは、贈与時点では贈与者の推定相続人であるが、贈与年の1月1日時点で19歳であるため、適用対象者とならない。

④のケースでは、どちらの贈与でも、その年の1月1日現在で20歳以上なので、受贈者の年齢要件は満たす。しかし、1,000万円の贈与時点では、未だ養子ではなく、したがって推定相続人でないため、1,000万円贈与については新制度の適用対象者とならない。他方、1,500万円の贈与時点では養子であるため、適用対象者となる。

要するに、受贈者である20歳以上の孫が、その年の中途において贈与者の養子となり、その贈与者の直系卑属の推定相続人になったときには、推定相続人となる前にその贈与者からの贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用はない（相法21の9④）。

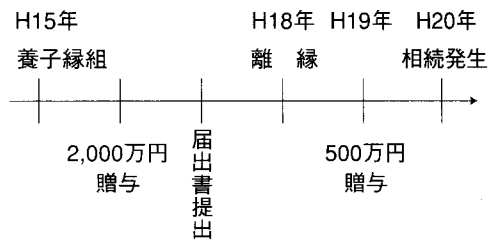
したがって、贈与者の推定相続人となった時以後における、その贈与者からの贈与により取得した財産についてのみ、相続時精算課税の適用を受けることができる（相基通21の9-4）。

以上から、養子縁組前の1,000万円の贈与については、暦年課税により贈与税額を計算し、養子縁組以後の1,500万円の贈与は、相続時精算課税により贈与税額を計算する。なお、1,000万円の贈与に係る贈与税額の計算にあたっては、基礎控除（110万円）の適用がある事を忘れないようにしたい。

2 適用対象者でなくなった場合

適用対象者である養子については、特定贈与者の推定相続人でなくなった場合の処理にも留意が必要である。

(Q2) 平成15年中に20歳以上の孫を養子にして、2,000万円を贈与し相続時精算課税制度を適用した（届出書提出済）。しかし、平成18年中に離縁をして養子縁組を解消した。さらに平成19年中に500万円の贈与をした後、平成20年になって贈与者が死亡した。死亡時点では、孫は財産を一切取得しなかった。この場合、孫に係る相続税の課税関係はどのようになるか？



いったん相続時精算課税制度を適用して、相続時精算課税選択届出書を提出すれば、その届出書は撤回できない（相法21の9⑥）し、その特定贈与者からの贈与により取得した財産については、推定相続人でなくなった場合でも、引き続き相続時精算課税が適用される（相法21の9⑤）。したがって、離縁後の贈与500万円についても、相続時精算課税が適用される。そして、両方の贈与の合計金額が2,500万円であり、特別控除の限度額内なので、孫はいずれの贈与でも贈与税を支払う必要はない。その後、特定贈与者の相続発生時点で、孫は生前贈与について精算しなければならない。

この時、留意しなければならないのが、相続税額の2割加算の制度である。すなわち、相続により財産を取得した者が被相続人の一親等の血族（代襲相続人を含み、孫養子を含まない）及び配偶者以外の者である場合には、その者の相続税額は2割加算した金額となる（相法18）。

ところで、相続時精算課税適用者である孫にあっては、「被相続人の一親等の血族」であった期間内に贈与を受けた相続時精算課税の適用を受ける財産の価額に対応する相続税額は2割加算の対象とならない（相法21の15②、21の16

②、相令5の2、相基通18—5)。

したがって、Q2の孫は2割加算が行われるが、「孫に係る相続税額×2,000万円÷(2,000万円+500万円)」については2割加算の対象とならない。

3 適用対象財産

相続時精算課税を適用する場合、贈与財産の種類、贈与財産の額、贈与回数に関する制限はない。贈与財産には、贈与によって取得したものとみなされる財産も含まれる。また、相続時精算課税の対象財産は、贈与税の課税価格に算入される財産に限られる(相法21の2)。

(Q3) 70歳になった父は、40歳の長男に次の財産を生前贈与しようと考えている。相続時精算課税制度を利用してできるだけ有利に実行したいが、実務上の留意点には何があるか？

- ① 現金預金
- ② 賃貸アパート・賃貸マンション
- ③ 上場株式
- ④ 父がオーナーである非上場会社の株式

相続時精算課税の適用を受ける財産は相続税の課税価格に加算され(相法21の15①)、その加算される財産の価額は、贈与の時における価額による(相法21の15①、相基通21の15—2)。

すなわち、相続時精算課税制度の適用を受けた財産は、贈与時点の時価で、相続発生時点の相続財産に持ち戻され、加算される。

以上から、生前贈与時点よりも相続発生時点において時価が値上がりするものを贈与すれば、相続時精算課税制度適用上有利となる。逆に、相続発生時点までに値下がりする財産を贈与すると、高い評価額で相続財産へ持ち戻されるため、不利になる。

まず、①の現金預金について、将来の物価水準をどのように予想するか、贈与以前以後のその資金を運用した場合の運用利回りによって有

利不利が異なる。現在のようなデフレ状況下では、息子が抱えるローンの返済資金を贈与することは優れた対策である。また、現金預金については、生前贈与の事実について疑義が生じやすく、課税当局とのトラブルとなることが多いので、しっかりとした証拠を残すことが大切である。

次に②の賃貸用アパート・賃貸用マンションであるが、不動産価格の上昇が見込まれるならば非常に有利な対象財産になる。のみならず、これら投資不動産はほぼ確実に毎年キャッシュを生み続けるものであり、生前贈与をすれば、息子に贈与後の将来のキャッシュ・フローを移転することができる。同時に、その分父親の相続財産の増加がなくなり、長男は納税資金の準備ができる点からも非常に有利な財産だといえる。

敷金・保証金やローンがない土地建物を単純に生前贈与した場合、土地については路線価、建物については固定資産税評価額により相続税・贈与税の課税価格が計算される。いずれも時価より相当低額な評価額であり、したがって、土地建物の単純な贈与は贈与税(精算課税を選択すれば、相続税)上有利である。

ただし、上記のような投資不動産には通常敷金・保証金(=父親の債務)が付いているため、この贈与は「負担付贈与」として取り扱われる可能性があることに十分留意すべきである。すなわち、時価よりも低い価額で贈与することはできない可能性が大きい。

なぜならば、債務と一緒に土地建物を贈与する場合には、国税庁から明らかにされている、「負担付贈与通達」によって、その不動産は贈与時点の時価(通常取引価額)で評価されることになっているからである。

「負担付贈与通達」は、低い相続税評価額の不動産とそれに見合った借入金とを抱き合わせにして贈与する「租税回避」を封ずるために創られた通達であり、このような賃貸マンション等の敷金・保証金についてまでの適用が予定さ

れているものではない。しかし、現行の通達上、その適用を排除する明文はなく、課税庁の取扱いも明確になっていない。このように、時価での贈与とされるリスクは排除しきれていないので注意が必要である。

③の上場株式についても、将来値上がりか期待できるのか、値下がりか可能性があるかによって有利不利が異なる。ただ、上場株式の相続税・贈与税の評価は、(ア)課税時期の最終価格、(イ)課税時期の属する月の毎日の最終価格の月平均額、(ウ)その前月の毎日の最終価格の月平均額、(エ)その前々月の毎日の最終価格の月平均額のうち、最も低い金額となるため、株価が上昇傾向にあるときに生前贈与を行うと有利である。

④の非上場株式の贈与も、将来の値上がりか期待できれば有利な適用対象財産となる。業績が好調な非上場会社の株式について、継続して利益の蓄積が期待できる場合など、早めに移転して将来の値上がり益を長男である後継者に付け替えることができる。すなわち、高業績会社の事業承継対策として有効であり、贈与実行前に株価対策等を実施すれば、相対的に有利な価額で株式の移転が可能になる。

また、相続時精算課税制度を適用した非上場株式についても、贈与者の相続発生時点で10%の評価減特例(=特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例)が使えるため、生前贈与時点の手続きを忘れないようにする必要がある。

というのは、贈与時点でエントリーして将来10%評価減の対象となる資格を確保しておかなければ、贈与者の相続税の申告時点で、評価減の対象としてその株式を選択できないからである。すなわち、特定受贈株式又は特定受贈出資に係る贈与税の申告期間内に「特定事業用資産の特例の適用届出書(仮称)」及び一定の書類を贈与税の申告書に添付して贈与税の納税地の所轄税務署長に提出していること(措法69の5⑩)が申請要件として要求されており、この申請がないと、贈与者の相続発生時に評価減特例

を受けることができない。

逆に言うと、贈与時点で一度申請をしておけば、相続時点で一定の要件を満たしたときに、10%の評価減の対象としてその株式を選択できる。また、贈与時点でその株式について申請をしたからといって、相続発生時にその株式の選択が強制されることはなく、他に有利な評価減の対象となる株式や小規模宅地等があれば、それらを選択することは自由である。

しかも、将来的には非上場株式の評価減額割合が拡大されることが期待されており(注4)、生前贈与時点で申請を失念してしまうと、将来思わぬ不利益が生ずる可能性があるので注意が必要である。

4 通常ケースの相続時精算課税制度の適用手続き

相続時精算課税の適用を受けようとする受贈者は、「相続時精算課税選択届出書」を贈与税の申告期間内(通常は3月15日まで)に、贈与税の申告書に添付して、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。なお、相続時精算課税は、受贈者が各々、贈与者ごとに適用を受けることを選択できる。ただし、いったん相続時精算課税の適用を受けてしまえば、暦年課税への変更はできず、その贈与者からの贈与については、常に相続時精算課税が適用される。

(Q4) 次の場合、相続時精算課税制度を適用して、2,500万円の特別控除が受けられるか?

- ① 長男が、父親から3,000万円の現金の贈与を受け、相続時精算課税制度の適用するつもりであったが、贈与の翌年2月に大病を患い、贈与税の申告期間内に贈与税の申告書と相続時精算課税選択届出書の提出ができなかった。
- ② 長男は父親から平成15年に現金1,000万円を贈与してもらい、適法に相続時精算課税制度の適用を受けた。その後平成16年に追

加で現金1,500万円の贈与を受けて、平成17年3月15日までに贈与税の期限内申告を行ったが、特別控除を受ける金額等を記載した申告書類の提出を失念してしまった。

- ③ ②と同じ長男の場合、平成17年2月に大病を患い、平成17年3月15日までの期限内申告をすませることができず、病气から回復した5月になって1,500万円の贈与税の申告を行った。その際、特別控除を受ける金額等を記載した申告書類の提出を失念してしまった。

ケース①の場合、相続時精算課税選択届出書の提出に関してはゆう恕規定が設けられていないことから、その提出期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用を受けられない（相基通21の9-3）。したがって、暦年贈与となり、2,500万円の特別控除は受けられない。

ケース②の場合、税務署長がやむを得ない事情があると認め、その後に適法な申告書の提出があるときには2,500万円特別控除を受けられる。すなわち、相続時精算課税制度の適用を既に受けている長男が、合計で2,500万円の特別控除を受けるためには、期限内申告書に「特別控除を受ける金額」、「既にこの特別控除を適用し控除した金額がある場合にはその金額」「その他の必要事項」の記載がなければならない（相法21の12②）。しかし、「特別控除を受ける金額」等の必要事項の記載がない期限内申告書の提出があった場合でも、税務署長がその記載がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載をした書類の提出があった場合に限り、特別控除を適用することができることとされている（相法21の12③）。

ケース③の場合、期限内申告書の提出がないことから、上記ケース②のゆう恕規定が働かないので、特別控除の適用はない（相基通21の12-1）。

このように、相続時精算課税制度の適用及び

2,500万円特別控除の適用については、ゆう恕規定のない厳格な手続きが要求されているため、実務上、申告期限や提出期限の管理を慎重にする必要がある。

2 贈与者、受贈者の死亡とその手続き

相続時精算課税制度が原則として予定している通常のケースは、

- (1) 贈与者（父）から受贈者（長男）への贈与
 - (2) 翌年の3月15日までの相続時精算課税選択届出書の提出
 - (3) 贈与者（父）の死亡
- というものである。

（通常のケース）



しかし、人の生死は不確定であり、現実にはイレギュラーな事態が生ずる可能性が常にある。考えられるケースとしては、贈与者（父）が選択届出書提出前に亡くなる場合（Q5～Q6）、受贈者（長男）が選択届出書提出後に贈与者（父）より先に亡くなる場合（Q7～Q8）、受贈者（長男）が選択届出書提出前に贈与者（父）より先に亡くなる場合（Q9）がある。

おそらく、これらのイレギュラーな事態が生ずることはまれであろう。しかし、だからといって、「このような場合の相続時精算課税制度の適用関係」についての理解を軽視するわけにはいかない。なぜならば、レアケースが実際に生じた場合、現実に対応しなければならないのは明白であるし、さらには、アドバイスを求める顧客への事前説明に必要だからである。

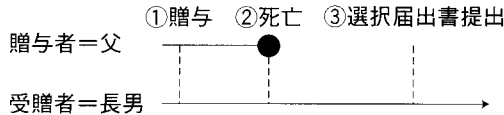
最近の裁判動向では、専門家責任について、「顧客への説明義務」が強調されるので、顧客への説明の必要性は大きい。すなわち、イレギュラーな事態が生ずる可能性が想定される（＝ゼロではない）場合、相続税の納付義務の承継

リスク等について、事前に、顧客に説明しておかなければならない。「もし説明を受けていれば生前贈与しなかった」と客観的に判断される場合には、損害賠償責任が生ずる可能性が高いので注意が必要である。

1 贈与年中に贈与者が死亡した場合

(Q5) 東京に居住する長男は平成15年2月1日に大阪在住の父母よりそれぞれ1,000万円の贈与を受けた。長男は父からの贈与、母からの贈与それぞれについて相続時精算課税制度の適用を受けようと考えていた。父が以下の時期に死亡した場合、長男は新制度の適用を受けるために、どの税務署に対していつまでに手続きをすべきか？

- ① 父の死亡が平成15年4月30日だった場合
- ② 父の死亡が平成15年12月31日だった場合



贈与者(父)が贈与をした年の中途に死亡した場合、受贈者(長男)が相続時精算課税の適用を受けようとするときは、「相続時精算課税選択届出書」を次の(1)又は(2)のいずれか早い日までに提出しなければならない(相令5③、④、相基通21の9-2)。

- (1) 贈与を受けた年の翌年の3月15日
- (2) 贈与者の死亡の日から10か月

また、父に係る相続時精算課税選択届出書の届出先は父の納税地の所轄税務署長(=大阪の税務署長)になることに留意が必要である(相基通21の9-2(2)(注))。

したがって、①のケースでは、父に係る1,000万円の贈与について、平成16年2月28日までに、父の相続税の申告書に相続時精算課税選択届出書を添付して、大阪にある「父の所轄税務署長」に提出しなければならない。また、

父の相続税が発生せず、相続税の申告書を提出する必要がない場合でも、長男が相続時精算課税の適用を受けるためには、相続時精算課税選択届出書を大阪にある「父の所轄税務署長」に提出しなければならないことにも注意が必要である。

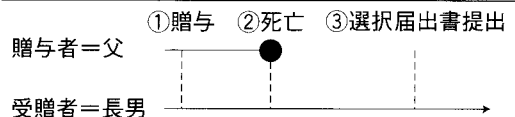
母に係る1,000万円の贈与については、原則通り、東京にある「長男の所轄税務署長」に、相続時精算課税選択届出書を平成16年3月15日までに提出しなければならない。

②のケースでは、父に係る贈与については大阪の所轄税務署長に、母に係る贈与については東京の所轄税務署長に、いずれも平成16年3月15日までに相続時精算課税選択届出書を提出しなければならない。

また、父の死亡以後、長男が、相続時精算課税制度の適用を受けないことを選択することは、もちろん自由である。

(Q6) 平成15年2月1日、高齢の父が長男に2,000万円の贈与を行った。その後、平成15年4月30日に父が死亡した。長男の状況が以下の場合、長男の贈与税の課税関係及び相続税の課税関係はどのようになるか？

- ① 相続時精算課税制度の適用を受け、かつ、相続財産を取得する場合
- ② 相続時精算課税制度の適用を受け、かつ、相続財産を取得しない場合
- ③ 相続時精算課税制度を適用せず、かつ、相続財産を取得する場合
- ④ 相続時精算課税制度を適用せず、かつ、相続財産を取得しない場合
- ⑤ また、父の死亡が平成15年12月31日だった場合は各々どうなるか？



ケース①の場合、長男は新制度の適用を受ける予定なので、まず、相続時精算課税選択届出

書をQ5に従い提出しなければならない(相基通11の2-5(注))。贈与税の課税関係について、父が贈与をした年の中で死亡したときは、相続財産を長男が取得するかどうかに関わりなく、贈与税の申告は必要ない(相法28④)。この場合、贈与の2,000万円は贈与税の価格に算入されるとともに相続税の課税価格にも算入される(相基通11の2-5)。相続税の課税関係については、贈与を受けた財産の価額について相続税の課税価格に加算し、相続税額を計算することになる(相法21の15①)。

ケース②の場合も、長男は相続時精算課税選択届出書を提出しなければならない(相基通21の2-3(注))。贈与税の課税関係についてもケース①と同じである(相法28④, 相基通21の2-3(2))。相続税の課税関係は、相続又は遺贈により2,000万円を取得したものとみなされ相続税額を計算することになる(相法21の16①)。

ケース③の場合、長男は相続時精算課税制度の適用を受けないので、一般の暦年贈与について贈与年中に相続が開始した場合と同じ取扱いになる。すなわち、相続開始前3年以内贈与として相続税の課税価格に加算される(相法19①)だけで贈与税はかからない(相法21の2④)し、贈与税の申告も不要である。

ケース④の場合、相続開始の年において、父から贈与により財産を取得した長男が相続または遺贈により財産を取得しなかったときは、一般の暦年贈与と同じように、2,000万円が贈与税の課税価格に算入される(相基通21の2-3(1))。他方、相続税の課税対象とはならない(相基通19-3)ため、相続税は課税されない。贈与を受けた金額及び相続財産の大小にもよるが、ケース④の場合なら、相続税精算課税制度を適用(=ケース②)した方が有利になろう。

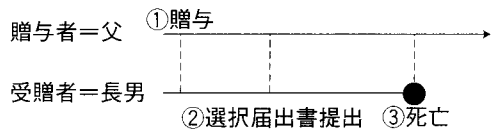
ケース⑤の場合、父の死亡時期が同じ贈与年中であれば、相続時精算課税選択届出書の提出期限が平成16年3月15日になることが異なるだけで、贈与税の課税関係、相続税の課税関係は

ケース①~ケース④と同じである。

2 受贈者が贈与者よりも先に死亡した場合

(Q7) 平成15年2月1日、高齢の父が長男に5,000万円の贈与を行った。長男は、翌年3月15日までに相続時精算課税選択届出書を所轄税務署長に提出し、新制度を適用を受けた。ところが、その後、平成18年4月30日に長男が死亡した。長男の相続人が以下の各ケースの場合、相続人の課税関係はどのようなになるか?

- ① 長男の相続人が妻とその子2人の場合
- ② 長男の相続人が妻と長男の父母の場合
- ③ 長男の相続人が長男の父母のみの場合
- ④ 長男の相続人が長男の父のみの場合



特定贈与者(=父)の死亡以前にその特定贈与者に係る相続時精算課税適用者(=長男)が死亡した場合には、その相続時精算課税適用者(=長男)の相続人は、その相続時精算課税適用者(=長男)が有していた相続時精算課税の適用に伴う権利義務を承継する(相法21の17①)。

すなわち、長男が新制度を適用して父からの5,000万円の贈与を受けた場合、父の相続発生時に精算すべき義務が生ずるところ、その精算する義務を果たさずに父より先に死亡したときには、その精算義務は長男の相続人に承継され、特定贈与者(=父)が死亡したときに、長男の相続人は長男の精算義務を精算する。このときに還付が生ずれば、長男の相続人は国に対し権利を有し、納税が生ずれば、国に対して義務を負う。このように、長男の新制度適用に伴う権利義務は長男の相続人に割合的に承継される。

そして、このような長男の相続人のことを「承継相続人」と呼ぶ。

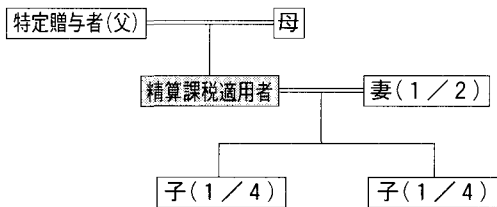
承継割合は、民法上の法定相続分・代襲相続分・指定相続分であるが、特定贈与者（＝父）がないものとして計算した相続分による（相法21の17③、相令5の5）ことになっている。

以上を前提に、各ケースを検討する。

まず、ケース①であるが、以下の図のように権利義務が承継される。

すなわち、妻及び子の二人が相続時精算課税の適用に伴う権利義務を承継することになり、その割合は、妻が2分の1、子がそれぞれ4分の1ずつで、民法に定める法定相続分と同じとなる。

（ケース①）



（注） は死亡をあらわす。

したがって、長男死亡後に特定贈与者である父が死亡した場合、父の相続税額の計算にあたっては、承継相続人である妻の分2,500万円、子はそれぞれ1,250万円の合計5,000万円が相続税の課税価格に加算され、相続時精算課税の適用を受ける。

そして、特定贈与者である父の死亡に係る相続税において、父よりも先に死亡した長男に係る相続税の申告は、長男から相続時精算課税の適用に伴う権利義務を承継した承継相続人である妻や子が、その承継をした割合により行うこととなる。

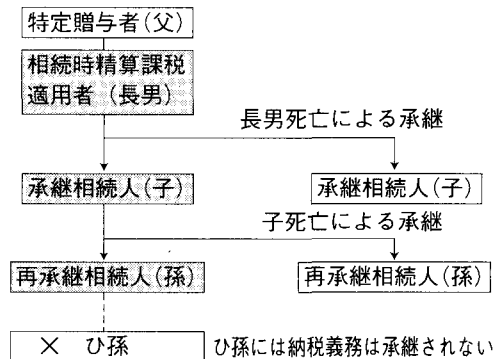
この場合、妻や子の納付すべき相続税額は、長男に係る相続税額を計算し、その相続税額に次の割合を乗じて計算する。

各承継相続人が承継した割合
各承継相続人が承継した割合の合計

特定贈与者である父から相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与により取得した財産が妻や子にある場合には、その財産に係る相続税額と上記の相続税額を合計した金額が妻や子の納付すべき相続税額となる。

このように、長男の相続税の納税義務は長男の相続人である妻や子に承継される。

さらに、長男の死亡後、承継した子が特定贈与者である父より先に死亡した場合も同様に考えて、子の相続人である「子の子（長男の孫）」が長男の納税義務を法定相続分で承継する。この場合の「子の子（長男の孫）」を「再承継相続人」という。

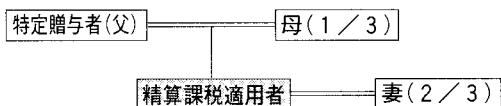


長男死亡の後、長男の子、長男の「子の子（長男の孫）」が、この順番で特定贈与者である父よりも早く死亡した場合、長男の納税義務は「子の子（長男の孫）」の相続人である「子の子の子（長男のひ孫）」には承継されず、消滅する（相基通21の17-1）。すなわち、上図のように、再承継相続人（長男の孫）が特定贈与者（父）より先に死亡した場合には、その相続時精算課税の適用に伴う権利義務はその再承継相続人（長男の孫）の相続人（長男のひ孫）には承継されず消滅する。

次にケース②の場合、図のように権利義務が承継される。民法上の法定相続分は妻が3分の

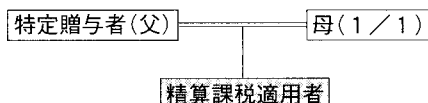
2, 父母が6分の1ずつであるが, 承継割合は, 父はいないものとして計算されるので, 妻が3分の2, 母が3分の1の相続時精算課税の適用に伴う権利義務を承継する。

(ケース②)



ケース③の場合, 図のように承継割合が計算される。すなわち, 民法上の法定相続分は父母それぞれ2分の1ずつであるが, 承継割合は, 父がいないものとして計算されるので, 母が全部承継することになる。

(ケース③)

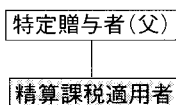


したがって, ③の場合では, 長男の母が, 5,000万円の生前贈与について, 相続時精算課税の適用に伴う権利義務を全部承継する。

ケース④の場合, 相続時精算課税適用者 (= 長男) の相続人が特定贈与者 (= 父) のみである場合には, 相続時精算課税の適用に伴う権利義務は, その特定贈与者 (= 父) 及び相続時精算課税適用者の民法第889条の規定による後順位の相続人となる者 (= 例えば長男の祖父や長男の兄弟姉妹) には承継されず消滅する (相基通21の17-3)。

したがって, この場合, 特定贈与者 (= 父) 死亡に係る相続時精算課税適用者 (= 長男) の相続税の申告は一切必要がない。

(ケース④)



(Q8) 贈与者である父よりも先に受贈者である長男が死亡した場合, その長男が, 生前に受贈した財産を処分し, 費消してしまっていたときの留意点にはどのようなものがあるか?

Q7で説明したように, 贈与者である父よりも受贈者の長男が先に死亡すると, 納税義務が受贈者の相続人である妻やその子に承継される。

ここで注意が必要な点は, 長男の相続人である妻やその子は長男の相続で財産を承継していても, 新制度適用に伴う納税義務を承継するという点である。

例えば, 長男が贈与された5,000万円を費消してしまい, その相続人 (= 妻や子) が他に何も相続により承継しなかった場合, 精算義務だけ承継することになる。特定贈与者 (= 父) の死亡時に国に対する納税義務以上の財産を承継しないと, 自らの固有の財産から国に対する納税を行わなければならない。

別の例では, 父が後継者に予定されていた長男に自社株を贈与し, 支配権を移転した後, 長男が父より先に死亡した場合, 自社の支配権を維持するため, 長男の次の後継者に株式は分割され承継される。したがって, 長男の次の後継者以外の人, 例えば長男の妻は, 自社株を相続できなくなる。長男の財産の大部分が自社株だと, 長男の次の後継者以外の人, 自社株以外の (通常少額であろう) 財産しか承継できないにもかかわらず, 長男の納税義務は相続分により2分の1承継しなければならない。これでは納付が困難となろう。

このような場合, 長男の死亡時に妻に対し代償分割により納税資金を承継させなければならなくなる。こうなれば, トラブルになることは必至なので, 万が一の事態に備えた長期的な見通しが必要である。

承継相続人である妻や子に相続税の納税資力があがない場合, 他の相続人には連帯納付義務があ

る点にも留意が必要である。すなわち、同一の被相続人から相続・遺贈（相続時精算課税の適用を受ける財産に係る贈与を含む。）により財産を取得したすべての者は、その相続・遺贈により取得した財産に係る相続税について、その相続又は遺贈より受けた利益の価額に相当する金額を限度として、互いに連帯して納付しなければならない（相法34①）。

また、長男の相続人（＝妻や子）は承継された精算義務により納税が見込まれる場合でも、長男の相続税の申告では債務控除ができないということにも留意が必要である。

すなわち、長男が父より先に亡くなった場合、長男の相続人である妻や子は、父が死亡したときに、長男に代わって相続税の申告をすることとなる。しかし、その申告をするまでは、納付すべき税額が算出されるか、あるいは還付を受けられることができる税額が算出されるかが明らかでない。したがって、長男の死亡に係る相続税額の計算においては、父の相続発生時に見込まれる「長男の納税義務」は債務控除の対象とはならない（相令5の4③により読み替えられる相令3二、相基通14—5）。

このことは、長男が父より先に死亡した場合には、長男が支払うべき父の死亡時の相続税部分について「二重課税」が生ずることを意味する。納税者にとって非常に不利となるため、相続時精算課税制度を実行する前に十分な説明が必要である。

3 受贈者が贈与年中に死亡した場合

（Q9）平成15年2月1日、父が長男に2,000万円の贈与を行った。その後、長男が平成15年4月30日に死亡した。この場合、

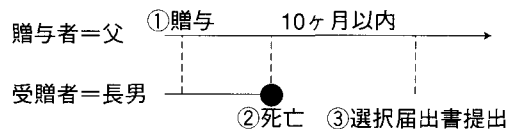
① 長男の相続人である妻や子供は父（妻にとっては義父、子供にとっては祖父）からの2,000万円贈与につき、相続時精算課税制度の適用を受けるための手続きはどのようにすればよいか？

② ①の場合、長男の妻のみが相続時精算課税制度の適用を受け、子供は受けないとすることは可能か？

③ 長男の死亡が平成15年12月31日だった場合はどうなるか？

④ 長男の相続人が父のみであった場合、相続時精算課税制度は適用できるか？

贈与により財産を取得した長男が、相続時精算課税の適用を受けることができる場合で、「相続時精算課税選択届出書」を提出しないで死亡したときは、長男の相続人（包括受遺者を含み、その贈与者を除く。）は、その相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に、相続時精算課税選択届出書に一定の書類を添付してその長男の贈与税の納税地の所轄税務署長に共同して提出することができる（相法21の18①）。



したがって、ケース①の長男の妻と子供は、相続時精算課税選択届出書を平成16年2月28日までに長男の所轄税務署長に提出すれば、新制度の適用を受けられる。もちろん、提出せずに適用を受けずにおくことも自由である。相続時精算課税選択届出書を提出した妻と子供は、長男が有すべき相続時精算課税の適用を受けることに伴う納税に係る権利又は義務を承継する（相法21の18②）。

なお、この場合、妻と子供は一つの相続時精算課税選択届出書に連署して、相続時精算課税選択届出書の提出をしなければならない。どちらかが同意せず連署に1人でも欠けた場合には、相続時精算課税制度の適用を受けることはできない（相令5の6③、相基通21の18—2）。したがって、ケース②の場合には、相続時精算課税制度の適用を受けることができない。

ケース③の場合、ケース①と同じく長男の相続開始を知った日の翌日から10ヶ月以内に相続時精算課税選択届出書を提出すればいいので、平成16年10月31日までに手続きを行えば、新制度の適用が受けられる。平成16年3月15日までではないことに注意したい。

ケース④の場合、贈与により財産を取得した者（＝長男）の相続人が贈与をした者（＝父）のみである場合には、相続時精算課税選択届出書を提出することはできない（相基通21の18—1）ので、新制度の適用はできない。

3 提出書類

通常のケースの場合、相続時精算課税を適用するためには、贈与税の申告書に「相続時精算課税選択届出書」を添付しなければならない。（相法21の9②，相令5①）。また、この「相続時精算課税選択届出書」には以下の書類を添付することが必要とされている（相令5②，相規11①）。

- (1) 受贈者の戸籍謄本等
- (2) 贈与者の住民票（贈与を受けた日以後に作成されたもの）等
- (3) 贈与をしたことを証する書類等

贈与者が贈与をした年の中途に死亡したケースでは、上記書類を（相続税の申告書の提出義務があれば一緒に）贈与者の死亡に係る相続税の納税地の所轄税務署長に提出する。

受贈者が「相続時精算課税選択届出書」の提出前に死亡したケースでは、贈与により財産を取得した者の相続人が、その財産を取得した者について相続時精算課税を適用するために、以下の書類を贈与税の申告書に添付しなければならない（相令5の6②，相規11②）。

- (1) 相続時精算課税選択届出書付表
- (2) 被相続人（受贈者）の相続人の戸籍謄本等（贈与を受けた日以後に作成されたもの。）
- (3) 被相続人（受贈者）の戸籍謄本等（贈与を受けた日以後に作成されたものに限る。）

- (4) 贈与者の住民票の写し等
- (5) 贈与をしたことを証する書類等

（Q10）相続時精算課税制度の適用を受けるためには、贈与契約書の作成を必ずしなければならないか？また、いつまでに作成すべきか？

民法上贈与契約は諾成契約であり、贈与契約の成立には契約書の作成を必ずしも必要としない。書面によらない贈与は有効だが、ただ取り消すことができるのみであり、さらに、履行が終わった（＝引渡済の）贈与については書面がなくても取り消すことができない（民550）。

他方、相続時精算課税制度の適用を受ける手続き要件として、贈与税申告書への添付する「相続時精算課税選択届出書」に「贈与をしたことを証する書類」等を添付しなければならない。

「贈与をしたことを証する書類」とは、原則として贈与契約書（注5）であるとされている。

したがって、贈与契約書の作成があることが望ましいが、もしなくても贈与そのものは有効であるところから、贈与者（受贈者ではないことに注意）が作成した「財産を贈与した旨の確認書（仮称）」を契約書の代わりに添付しても差し支えない取扱いになっている（注6）。

ところで、贈与者が最初の新制度適用贈与をした年において死亡したときには、相続時精算課税選択届出書の提出以前に贈与者が死亡することになり、贈与契約書も作成していなければ「財産を贈与した旨の確認書（仮称）」も作成していない場合があり得る。この場合の取扱いは必ずしも明確でない（注7）ため、実務的には可能な限り贈与実行前に贈与契約書または「財産を贈与した旨の確認書（仮称）」の作成を贈与者に依頼しておき、その作成を確認してから贈与を実行することが望ましいと考える。

4 相続時精算課税における贈与税額の計算

相続時精算課税における贈与税額の計算は、次の算式で行う。

$(課税価格 - 特別控除額) \times 税率20\%$

相続時精算課税適用者が特定贈与者からの贈与により取得した財産については、贈与により取得した財産の価額を贈与税の課税価格とする(相法21の10)。

また、特別控除額は、過去に適用して控除した金額を含めて最大2,500万円である。この特別控除は、期限内申告書に一定の必要事項の記載がない限り適用できない。期限後申告で、一定の必要事項の記載がない場合には、ゆう恕規定が働かないため、特別控除額が0になってしまい、一律20%で課税されてしまうことに留意すべきである(Q4参照)。

5 相続時精算課税における相続税額の計算

特定贈与者の死亡に係る相続税額の計算において、相続時精算課税適用者は、特定贈与者から相続・遺贈により取得した財産の価額と相続時精算課税の適用を受ける財産の価額を合計した金額を相続税の課税価格として計算した相続税額から、相続時精算課税における贈与税相当額を控除して、納付すべき相続税額を計算する。その際、相続税額から控除しきれない贈与税相当額については、還付を受けることができる。

還付を受けるための相続税の申告書は、特定贈与者に係る相続開始の日の翌日から起算して5年を経過する日まで提出することができる(相基通27-8)。

また、還付を受けるための相続税の申告書に記載した還付税額が過少であった場合には、国税通則法第23条(更正の請求)の規定により、相続税還付申告書を提出した日から1年以内に限り更正の請求をすることができる(相基通27

「税務弘報」2004年2月号ご案内

第1特集 欠損金の繰越し・繰戻しの実務検討

欠損金の繰越し・繰戻制度をめぐる実務問題/欠損金利用の経理判断と注意点/私財提供益等と欠損金利用の留意点/欠損金処理で問題となった事例(裁判例・判決例)/企業の組織再編における繰越欠損金の取扱い

第2特集 寄附金課税の最新実務

寄附金課税における実務の問題点/寄附金とならない債権放棄/類似取引との判断/NPO法人・公益法人への寄附/連結納税における寄附金の取扱い

特別企画 日米租税条約改正が与える実務インパクト

特別対談 平成16年度税制改正をめぐって

(石弘光 政府税制調査会会長/五十畑隆 産経新聞客員論説委員)

付録 所得税・贈与税申告書記入のチェックポイント

(内容は変更することがございます。予めご了承ください。)

—9)。

また、特定贈与者よりも先に相続時精算課税適用者が死亡して、納税義務の承継があった場合、特定贈与者の死亡に係る相続税において、特定贈与者よりも先に死亡した相続時精算課税適用者 (= 死亡相続時精算課税適用者) に係る相続税の申告は、その死亡相続時精算課税適用者から相続時精算課税の適用に伴う権利義務を承継した承継相続人・再承継相続人がその承継をした割合により行う (Q7 参照)。

おわりに

以上、具体的なケースを通じて、相続時精算課税制度の基本的な仕組みや手続き、イレギュラーな事態に対する規定の整備状況を説明した。

上記の他にも住宅資金等贈与制度を受けた場合の相続時精算課税制度との関連、特定事業用資産評価減特例 (小規模宅地等、特定受贈同族会社株式等) と相続時精算課税制度の関連など実務上複雑で注意を要する点が多い。特に、特定事業用資産評価減特例の併用関係、及び特定同族会社株式等・特定受贈同族会社株式等の評価減特例については要件が複雑であるため、法令・通達を慎重に検討して、特例適用の有無を検討しなければならない。

また、税法以上に重要なのが民法の相続法の規定である。紙幅の関係で省略しているが、実務上、特別受益と持ち戻し、遺留分減殺請求、遺留分とその生前放棄、遺言の活用等に十分留意して贈与を実行する必要がある (注8)。節税よりも相続争いを防止することの方が大切なので、税務上のリスクだけでなく、民法上のリスク (相続争いの可能性) まで十分説明して慎重な判断を求めなければならない。

(注1) 厚生省ホームページ「平成13年人口動態統計 (確定数) の概況」からデータを入手した。

(注2) 国税庁HP「統計情報 平成13年度 相続税」からデータを入手した。この人数は、平成13年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成14年10月31日までの間の申告又は処理 (更正、決定等) による課税実績を「申告書、決議書等」に基づいて作成されている。

(注3) 例えば、香取稔「新通達解説 相続税法基本通達等の一部改正について」税務弘報 2003年12月号 Vol51/No.13 55頁以下 (2003)。

(注4) 品川芳宣「特定同族会社株式の評価減の特例と事業承継～この特例を事業承継税制の中核に～」税研108号38頁以下 (2003)

(注5) 正確には「贈与者の相続時精算課税選択届出書の提出により相続時精算課税制度の適用を受ける財産に係る贈与をしたことを証する書類その他の書類で贈与者が相続時精算課税選択届出書の提出により相続時精算課税制度の適用を受ける財産に係る贈与をしたことを明らかにする書類」の添付が必要とされる。これらの内容を記載した贈与契約書が通常この書類にあたる。

(注6) 資産課税課情報 第20号 平成15年8月8日 国税庁資産課税課「【平成15年度】相続税・贈与税の改正のあらまし (情報)」

(注7) 前記 (注5) の書類の具体的種類が「贈与契約書」及び「財産を贈与した旨の確認書 (仮称)」のみに限定されるのかどうか不明である。不動産の贈与ならば登記簿があればよいと考えられるが、動産の贈与の場合にはどのような書類が該当するかが原稿執筆時点では実務的にはよくわからない。

(注8) 民法と相続時精算課税制度との齟齬については、小林弘弘監修・竹内陽一編著「詳解相続時精算課税Q&A」(清文社、2003) 第4章参照。